

市税の納付は便利な口座振替で

☎ 税務課管理係 ☎(95)9876

市税の納付には、便利で確実な口座振替が利用できます。納期限の日に、指定口座から自動的に振替納付できます。口座振替の申し込みにご協力をお願いします。



- ・税目ごとに口座の設定ができます。
- ・現金を持ち歩く必要が無く安全です。
- ・納め忘れの心配がなく、納付が確実です。
- ・支払いへ出かける手間がいらず、忙しい人に便利です。

対象

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
※軽自動車税を申し込んだ場合、車検用納税証明は6月上旬に郵送します。

申し込み方法

窓口で申し込む場合は通帳、通帳届出印を持参してください。

①金融機関の窓口

市内の金融機関窓口に限り申し込みができます。

②市役所税務課の窓口

③郵送申請

税務課ホームページに掲載している口座振替の依頼書を印刷・記入し、市役所へ郵送します。切手がない組み立て式の返信用封筒も併せて掲載していますので、返送時に利用してください。

取扱金融機関

三菱UFJ銀行、十六銀行、愛知銀行、名古屋銀行、岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合、愛知県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

口座振替について

- ・振替は、申し込みをした翌々月末の納期分以降から開始されます。例えば2月に申し込んだ場合は、早くも4月分から開始されます。
- ・振替日は、納期限の最終日である月末です（12月のみ25日）。振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。
- ・振替結果は、通帳に記帳して確認してください。口座振替結果通知は発送しません。

注意事項

- ・残高不足などで振替できなかった場合は、送付される「口座振替不能通知書」で納付してください。
- ・一括（前納）の手続きをした人で、振替ができなかった場合は、1期分は送付される「口座振替不能通知書」で納付してください。2期目以降は、期別で振替されます。
- ・年度途中からの一括（前納）の申し込みは、その年度に限り期別納付となります。
- ・納期限を過ぎたものや分割納付分、随時分は振替できません。

口座振替の申し込み期限

納期限の2か月前までに下表を確認のうえ、申し込んでください。なお窓口での申し込みは、金融機関または市役所での申し込み日、郵送での申し込みは市役所に届いた日です。

【申し込み期限早見表】

下表左列の月に申し込んだ場合の、最も早い引き落とし開始期を表しています。例えば、市県民税（普通徴収）の口座振替申し込みを5月に行った場合、令和2年度2期分から引き落としが可能です。

申し込み月	市県民税（普通徴収）	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
令和2年4月	令和2年度 一括（前納）・1期	令和2年度 2期	令和3年度 全期	令和2年度 1期
5月	2期			3期
6月		3期		
7月	4期			
8月	5期			
9月	4期	6期		
10月		7期		
11月	4期	8期		
12月		令和3年度 一括（前納）・1期		令和3年度 1期
令和3年1月	2期			
2月				
3月				